

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）に対して、地域の農業者等から寄せられた御意見等に対する考え方について

1. 寄せられた御意見等の総数 : 21件

2. 法令事務に関する御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
<p>① 遊休農地に関する措置</p> <p>遊休農地については、周辺環境にも大きな影響を及ぼすため、所有者への徹底指導により早期解消に努めて下さい。</p>	<p>① 遊休農地に関する措置</p> <p>農業委員・関係機関及び農家等の情報提供により、的確な状況把握のうえ農地パトロールを実施して早期解消に努める。</p>

3. 促進等事務に関する御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
<p>① 認定農業者等担い手の育成及び確保</p> <p>関係機関が連携して、認定農業者制度の周知を図り意欲のある担い手を確保して欲しい。</p> <p>② 担い手への農地の利用集積</p> <p>認定農業者への集積面積が増えるように関係機関等と連携しながら、権利関係の調整を図って下さい。</p>	<p>① 認定農業者等担い手の育成及び確保</p> <p>農業経営改善支援センターが農業委員会内にあり、認定農業者等に対する経営改善の支援や農地の利用調整等も行なっている。</p> <p>また、将来担い手等が不足すると見込まれる地域においては、今まで同様に関係機関が一体となって認定農業者制度を周知するとともに、意欲ある多様な担い手の確保を図る。</p> <p>② 担い手への農地の利用集積</p> <p>農業経営基盤強化促進法による利用権等設定事業を実施して認定農業者等の担い手への農地集積を図っているところです。</p> <p>更に改正農地法により創設された農地集積を推進する仕組み「農地利用集積円滑化事業」に取り組む農地利用集積円滑化団体（農協）とも連携し、農地所有者から農地貸付けの委任を受け、意欲ある農業者（認定農業者）等の担い手への貸付け拡大に取り組む。</p>

<p>③ 違反転用への適正な対応</p> <p>疑わしい転用については、許可有無確認の上、適切な改善を図って下さい。</p> <p>また、不法投棄等による違反転用にならないように、情報収集や現地確認に努めて下さい。</p> <p>④ 農地パトロール</p> <p>定期的な現地確認等と関係団体等の情報提供により実態把握に努めて下さい。</p>	<p>③ 違反転用への適正な対応</p> <p>改正農地法等の周知や農業者等からの情報収集を図りながら、農地パトロールによる現地確認をより一層強化するとともに、違反転用については原状回復命令等の適切な対応を図ることとする。</p> <p>また、転用許可の出た農地については、農業委員会が提示する「農地転用許可済標示板」を設置し、転用が完了するまで遂行状況報告等による確認を確実に実施する。</p> <p>④ 農地パトロール</p> <p>農業委員からは、常日頃、担当地区割された農地利用状況の実態把握に努めてもらっており、その実態把握の結果を基に、計画的な農地パトロールを実施する。</p>
---	---

4. その他の御意見等

御意見等の概要	農業委員会としての考え方
な し	